

# 宮古地区広域行政組合広報

平成 26 年 8 月 1 日発行  
第 1 号

宮古地区広域行政組合  
事務局総務課  
宮古市千徳 14 - 121 - 5  
電話 0193 - 64 - 2011

宮古市消防団大演習



## 広報紙の創刊にあたり

宮古地区広域行政組合管理者 宮古市長 山本正徳



宮古地区広域行政組合広報紙の創刊にあたりご挨拶を申し上げます。

当組合は、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村の宮古広域圏市町村で構成される特別地方公

共団体で、広域圏から排出される一般廃棄物の処理、処分並びに消防事務を行っております。

これらの事務事業につきましては、広域圏住民の皆様が明るく健康的で、安心、安全に暮らすために、最も身近で基本的なことであり、適正な執行に努めてまいりました。一方で、一層の効率化を図り最小の経費で最大の効果を上げるためには、皆様のご理解とご協力が欠かせないものと認識をしております。

このことから、当組合に関する情報を定期的にお届けするとともに課題を共有することが必要と考え、この度、本紙を創刊することといたしました。

本紙が当組合の行っている事務事業について、皆様のご理解の一助となるよう祈念し、創刊のご挨拶といたします。

## 広報紙の発行によせて

宮古地区広域行政組合議会議長 松本尚美



宮古地区広域行政組合広報紙の発行にあたり議会を代表してご挨拶を申し上げます。

当組合は、宮古広域圏市町村の事務を共同処理するため設立された特別地方公共団体

であり、圏域市町村同様に議会が設置されております。当組合が処理する事務は、圏域住民にとり快適な日常生活を送るうえで大切な事務であるとともに、広大な地域を所管していることから、特にも効率的に行われることが重要と考えております。

これまで、当議会では、一層の事務の充実と効率化が図られるよう、提案された議案の慎重審議はもちろんのこと、各般にわたり住民の視点に立った提言を行ってまいりました。

今後も圏域住民の皆様のご意見を伺いながら議会運営を行うとともに議会の立場から広域連携が必要な課題を洗い出し、解決に積極的に取り組んでまいります。本紙を通じて当議会の活動について、ご理解をいただきますようお願いしご挨拶といたします。

## 組合の沿革

宮古地区広域行政組合は、市町村の枠を超えた広域的な共同事務を行うために、地方自治法第 284 条第 2 項の規定に基づき設立された一部事務組合と呼ばれる特別地方公共団体です。

昭和 62 年 7 月に広域行政の効率化を図るために、陸中衛生処理組合、宮古下閉伊食肉処理組合、岩泉町・田野畑村伝染病隔離病舎組合、宮古地区広域市町村圏協議会及び宮古地区広域消防組合を統合し、現在の「宮古地区広域行政組合」として発足しました。

平成 17 年 6 月の宮古市・田老町・新里村の合併、平成 22 年 1 月の宮古市・川井村の合併を経て、当組合の構成団体は、宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村の 1 市 2 町 1 村となっております。

## 組合が処理する主な事務

組合が共同処理する主な事務は、一般廃棄物（※）の処理、処分及び消防事務に関することです。毎年度の事務に要する経費の約 90%は、構成市町村の負担金で賄われています。

※一般廃棄物とは、家庭から排出される廃棄物及び事業者が排出する産業廃棄物以外の廃棄物です。

### 1 一般廃棄物の処理、処分

構成市町村と連携して、一般廃棄物の収集・運搬、処理・処分を行っています。事務を進めるにあたっては、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会のなかで、廃棄物等の発生抑制や資源の有効活用の取り組みを通じて、環境への負荷をできる限り少なくする社会を目指し、次の基本理念・方針を掲げ各種施策を推進しています。

#### 基本理念 資源循環型社会の形成

住民、事業者、行政が一体となって 3 R (Reduce: 発生抑制 Reuse: 再使用 Recycle: 再生利用) を推進し、ごみの減量や再資源化に努め、資源循環型社会を形成することを目標とします。

#### 方針 1 3 R の推進によるごみの減量、資源化の推進

3 R の推進による普及啓発などを通じ、ごみの分別徹底などを推進し、ごみの減量化や資源化・再利用を中心に資源の消費抑制、有効活用に努めます。

#### 方針 2 ごみの適正処理の推進

社会情勢の変化とともに、排出されるごみの量、質なども変化します。それに応じ、収集運搬、中間処理及び最終処分を適正に行い環境負荷の低減を図ります。

#### 方針 3 計画的な施設整備の推進

主な廃棄物処理施設は、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクル施設、最終処分場があり、家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源物及びし尿を処理しています。

このうち、宮古清掃センター（ごみ焼却施設）及び宮古衛生処理センター（し尿処理施設）は老朽化が進んでいることから、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて長寿命化に向けた改良工事を行います。

### ○ごみ搬入量の推移

広域圏全体の組合施設へのごみの搬入量の推移は次のとおりです。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
広域圏合計 (t)	36,270	32,701	32,823	31,420	31,617
1 人 1 日排出量 (g)	1,019	932	947	938	962

※広域圏合計及び 1 人 1 日排出量は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの合計です。

広域圏ごみ搬入量は、人口の減少もあり減少していますが、一人1日当たりのごみ排出量は、横ばいで推移しています。当地域では、一人1日当たりのごみ排出量を平成32年に800gとすることを目標としています。

目標達成に向けて構成市町村では、生ごみの減量化、分別の徹底、集団回収などを推進しています。ご協力をお願いします。

## 2 消防事務

宮古広域市町村圏は、総面積 2,672.45 平方キロメートルで県土の 17.5% を占めております。この広大な管轄区域をカバーするため、宮古市に消防本部、消防署 1、分署 3（田老地区、新里地区、川井地区）、山田町及び岩泉町に消防署が各 1、田野畑村に分署 1 を配置し、それぞれ消防車両、救急車両を配備し火災や救急に迅速に対応できる体制をとっています。

### 予防業務

近年建築物の大規模化、危険物施設の増加に伴い、災害の形態が複雑多様化してきています。このような状況に対応するため、防火対象物及び危険物施設の査察の徹底、消防用設備等の設置・維持管理の指導及び防火管理体制の徹底、災害弱者の死傷事故防止の徹底等、火災予防の普及に努めています。

### 警防業務

各種災害事象に対処するため、消防車両の更新にあたっては、宮古地区広域行政組合消防施設整備計画に基づき、消火活動及び救助活動の災害対処機能の拡充に努め活動体制の強化を図っています。また、緊急消防援助隊には、消火小隊 3 隊、救助小隊 1 隊、救急小隊 2 隊、後方支援小隊 1 隊の計 7 隊が登録されています。

### 救急業務

救命率の向上を図るため、医療機関や住民と連携した救急体制の構築を図っており、救急救命士の養成及びメディカルコントロール体制の拡充を続け、救急業務の高度化の推進に努めています。

### 通信業務

管内の固定電話からの 119 番は、宮古消防署、山田消防署、岩泉消防署、田野畑分署と市町村ごとに受信されます。また、宮古消防署には消防緊急通信指令装置が導入されており、発信地表示装置、指令電送装置、支援情報検索処理システムなどで構成され、地図には住民情報や危険物、災害弱者などの支援情報が表示できるようになっています。

## ○消防救急デジタル無線システムの導入

地域の皆様の生命財産を守るため、より強力で迅速な消防体制と緊急対応能力の充実を図り、高度化・広域化する情報の伝達と管理を行うため、消防救急デジタル無線システムを導入しました。



通信指令室

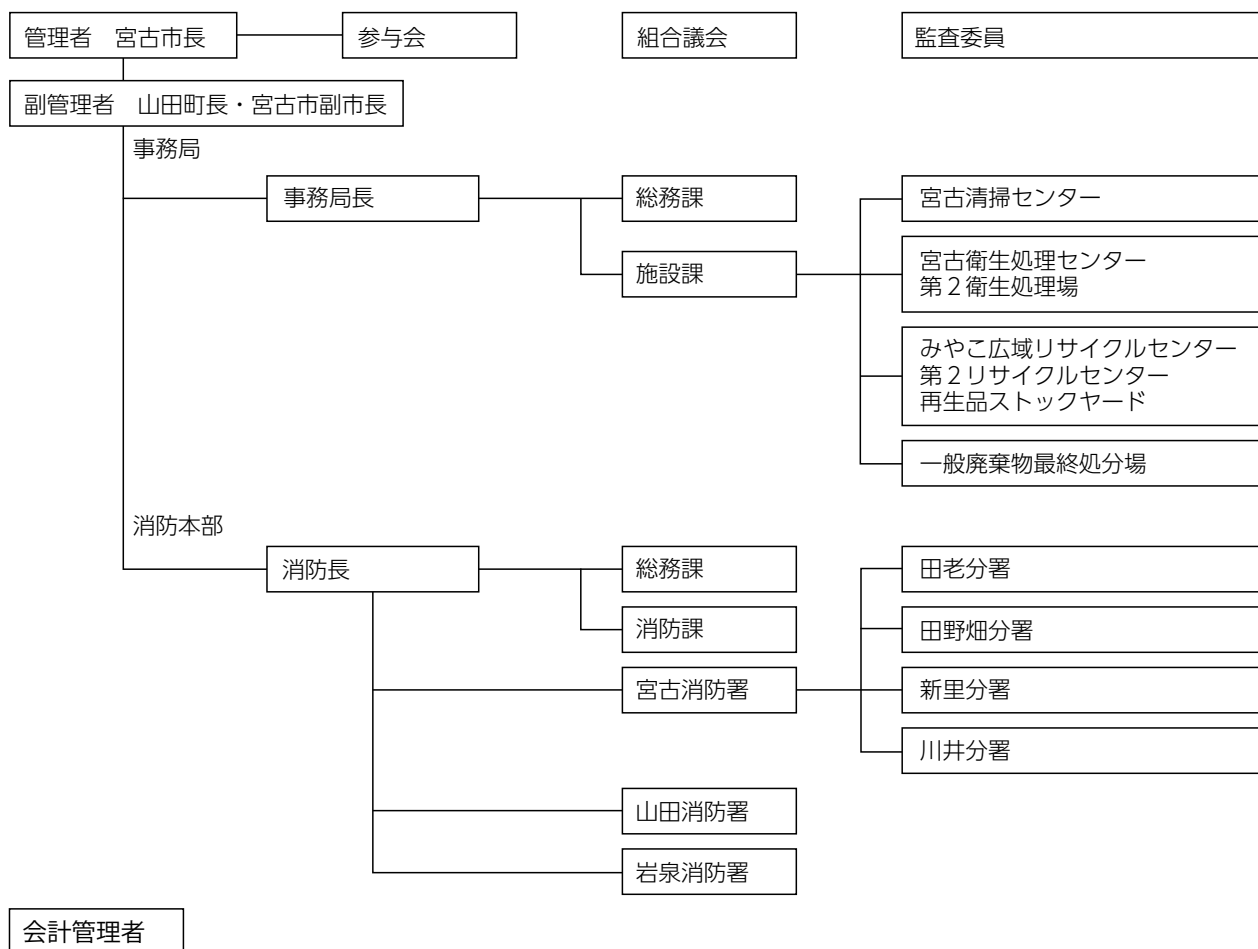


デジタル無線アンテナ

## 宮古地区広域行政組合の執行機関

管理者	宮古市長	山本正徳	宮古市副市長	山口公正
副管理者	山田町長	佐藤信逸	田野畑村長	石原 弘
参与	岩泉町長	伊達勝身		

### 組織図



※ 参与会は、管理者、副管理者、参与で構成されています

### 組合議会

議員の定数は13人で構成市町村議会から選出されます。選出される議員の人数は、宮古市5人、山田町3人、岩泉町3人、田野畑村2人となっています。組合議員の任期は、関係団体の議会の議員の任期によります。議員が関係団体の議会の議員の資格を失ったときは、組合議員の職を失います。

組合定例会は3月、10月の年2回ですが必要があれば臨時議会を開いています。開催場所、日時はホームページでお知らせします。また、会議はどなたでも傍聴できます。

議長	松本尚美	(宮古市)	議員	古舘章秀	(宮古市)
副議長	山崎泰昌	(山田町)	議員	野舘泰喜	(岩泉町)
議員	坂本昇	(岩泉町)	議員	宮森鋭幸	(田野畑村)
議員	伊藤清	(宮古市)	議員	落合久三	(宮古市)
議員	畠山直人	(岩泉町)	議員	坂本正	(山田町)
議員	黒沢一成	(山田町)	議員	小松山久男	(田野畑村)
議員	佐々木重勝	(宮古市)			

## 平成 26 年度に実施する主な事業

平成 26 年度に行う主な事業を紹介します。

### 議会事業 1,766千円

宮古地区広域行政組合理議会の議会開催・議員報酬及び研修等に要する経費です。



平成 25 年度議員研修

### 一般管理事業 81,226千円

財務会計システム等の運用など、事務局の管理運営に要する経費です。

### 清掃総務費事業 146,020千円

山田町、岩泉町、田野畑村のごみ収集運搬委託等に要する経費です。主な内訳は次のとおりです。

山田町地域ごみ収集運搬委託料 61,302千円

岩泉町地域ごみ収集運搬委託料 64,998千円

田野畑村地域ごみ収集運搬委託料 19,534千円

### ごみ焼却施設事業 379,114千円

清掃センターの管理運営及び施設の修繕等に要する経費です。

### 埋立処分地施設事業 103,613千円

最終処分場の管理運営及びホイールローダー、バックホー等の車両整備に要する経費です。

### し尿処理施設事業 203,541千円

衛生処理センターの管理運営に要する経費及び空調設備工事に要する経費です。

### 汚泥混焼施設事業 18,179千円

下水処理に伴い発生した汚泥を焼却する施設の管理運営に要する経費です。

### リサイクル施設事業 83,148千円

缶・ビン・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・段ボール等を処理するリサイクル施設の管理運営に要する経費です。

### 農林業系副産物処理事業 100,112千円

昨年に引き続き放射性物質に汚染された牧草、シイタケほだ木の焼却処分等に要する経費です。



ほだ木の粉砕

焼却の際は事前に放射性物質濃度を測定します。また、焼却後においても測定し基準値以内であることを確認して、埋め立て処分します。放射性物質濃度の測定結果は、ホームページで毎週公表しています。

### 常備消防事業 1,575,535千円

消防職員の人件費を始めとした火災予防、警防、救急、救助業務等に要する経費です。



救助訓練

### 消防施設事業 76,300千円

下記の消防施設の整備に要する経費です。

車庫シャッター修繕費（宮古署） 10,700千円

指令施設修繕費（宮古署） 13,500千円

消防指令車購入費（宮古署） 7,500千円

新里分署庁舎耐震診断業務委託費 2,100千円

田野畑分署通信設備移設工事費 6,000千円

高規格救急自動車購入費（岩泉署） 36,500千円

## 事務局施設課からのお知らせ

### ごみの持ち込みについて

集積所にごみを出せない場合や、一度に多量のごみを出したい場合は、直接ごみ処理施設に持ち込んでください。

自分で持ち込みできない場合は、該当する地域の許可業者に依頼してください。

(許可業者の一覧は7ページ)

#### ●受入場所

宮古市千徳14-111 計量棟

※一般家庭から排出される資源物は、直接、計量棟隣のみやこ広域リサイクルセンターへ搬入をお願いします。

#### ●受入時間 (施設共通)

午前8時30分～12時、

午後1時～4時30分

※日曜日、1月1日～3日は休みです。

#### ●ごみの分別区分

組合ホームページに掲載している「ごみの分別受入辞典」またはお住まいになっている地域で発行しているごみ分別辞典等をご覧ください。

#### ●搬入方法

■事前の予約は不要です。受入時間内に直接おこしください。

■ごみを種類ごとに別々に降ろしていただきますので、分別してお持ちください。

■ごみの種類により指定された袋に入れて持ち込んでください。

#### ●ごみ処理手数料

■家庭系一般廃棄物

【可燃ごみ・不燃ごみ】

50kgまで無料。50kgを超える10kgごとに50円加算。

※フロンガスを回収する必要があるごみは、1個につき500円加算。

【資源物】

無料



■事業系一般廃棄物

【可燃ごみ・不燃ごみ】

10kgまで50円。10kgを超える10kgごとに50円加算。

【缶類・ビン類・ペットボトル】

10kgまで30円。10kgを超える10kgごとに30円加算。

※個人消費に伴って排出されたものに限ります。事業活動に伴って排出されたものについては産業廃棄物として適正に処理してください。

■小動物の死体 (平日のみ受付)

1体につき20kgまで1,000円。

20kgを超えると1,500円。

### し尿の汲取りについて

汲取りを依頼される場合は、該当する地域の許可業者に依頼してください。

年末、お盆などの前は、汲取り依頼が集中しますので、早めの連絡をお願いします。

(許可業者の一覧は7ページ)

#### ●し尿の汲取り料金

180ℓまで1,161円。180ℓを超える18ℓごとに116円10銭加算。

### 小型家電の回収事業を予定しています

私たちが普段使用している携帯電話、パソコン、デジタルカメラなどの小型家電には、金、銀、アルミニウム等の貴金属類やレアメタルなどの希少金属が含まれていますが、使用後はその多くが燃やせないごみとして廃棄されています。この有用な金属を回収するために、小型家電の回収事業を予定しています。

事業開始時には、お住まいになっている地域の広報で詳しくお知らせいたします。

### 生ごみのひと絞りにご協力願います

燃やせるごみのうち、約55%が生ごみで、生ごみには80%以上の水分が含まれています。生ごみの水分を減らすことで、ごみが減量され、ごみを燃やす効率もあげることができます。

生ごみを出す際には「ひと絞り」をお願いいたします。

## 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

### ●ごみの収集運搬許可業者

地 域	業 者 名	電話番号	
宮古市	宮古地域	リアス環境管理(株)	0193-62-0015
		宮古環境管理(株)	0193-63-7363
		建掃産業	0193-67-2176
		(株)宮古衛生社	0193-62-1997
		(有)ニコニコ総合企業	0193-63-4690
	田老地域	(有)田老衛生社	0193-87-2063
		クリーンライフ産業	0193-87-5356
	新里地域	新里衛生社	0193-72-2378
	川井地域	(株)川井衛生	0193-76-2514
	山田町	(有)山田清掃社	0193-82-4677
(有)芳賀清掃社		0193-86-2826	
マルヨ産業運送(株)		0193-89-7120	
(有)大和食品		0193-86-2078	
岩泉町	(有)岩泉衛生社	0194-22-2543	
	中央第一総合(有)	0194-22-3434	
	岩泉産廃興業(有)	0194-25-5109	
田野畑村	(有)クリーン田野畑	0194-33-3033	
	(有)田野畑リサイクル	0194-34-2224	

※許可業者に依頼する場合は費用が掛かります

### ●し尿の収集運搬許可業者

地 域	業 者 名	電話番号	
宮古市	宮古地域	(株)宮古衛生社	0193-62-1997
		(有)ニコニコ総合企業	0193-63-4690
		(有)文化衛生社	0193-63-5080
	田老地域	(有)田老衛生社	0193-87-2063
	新里地域	新里衛生社	0193-72-2378
	川井地域	(株)川井衛生	0193-76-2514
山田町	(有)三陸衛生社	0193-82-2476	
	貫洞衛生社	080-1667-7691	
	(有)マリン衛生社	0193-81-2555	
	(株)コバヤシ	0193-82-3030	
岩泉町	(有)岩泉衛生社	0194-22-2543	
	中央第一総合(有)	0194-22-3434	
田野畑村	(有)田野畑清掃社	0194-34-2650	

## イベント情報

組合では、ごみの減量化および資源の有効利用を目的として次のイベントを開催しています。

イベント詳細につきましては、順次、組合ホームページまたはお住まいになっている地域の広報でお知らせいたします。

### ●フリーマーケット開催予定日

家庭で使用しなくなった物品の譲渡又は譲受けを希望する住民に組合内敷地を提供しています。

8月31日(日)、9月28日(日)



平成25年5月 フリーマーケット

### ●再生品お譲り展示会開催予定日

組合に搬入された物品で再利用の可能なものを無償でお譲りします。

10月3日(金)～10月5日(日)

## 消防本部からのお知らせ

[住宅用火災警報器を設置しましょう]

**住宅用火災警報器設置済**  
**安心まちづくり**  
**宮古広域消防本部**

住宅火災での逃げ遅れによる死者をなくすため、火災予防条例により一般家庭には住宅用火災警報器の設置が義務づけられています。

宮古地区の住宅用火災警報器設置率は平成26年6月1日現在で65%となっており、残念ながら全国平均を下回っています。

設置したことによって功を奏した事例としては、ガスコンロに鍋をかけたまま消し忘れて煙が充満したが、警報器の音で気が付き火災に至らなかったなどが多数報告されています。大切な家族の命を守るため住宅用火災警報器を設置しましょう。

〔花火や灯明の取扱いに注意しましょう〕

8月はお盆の月となります。花火をするときは、水バケツを用意し、人や家に向けたり燃えやすい物のある場所では遊ばないようにしましょう。また、仏壇の灯明の取扱いにも十分注意しましょう。

〔適マーク制度が復活しました。〕

法令の適合状況を情報提供する制度として、適マーク制度が復活しました。3階以上のホテル、旅館において、消防法令等に適合し、良好と認められた場合、適マークを掲出することができます。8月1日から掲出開始です。



適マーク

〔火災予防条例が改正されました〕

昨年8月15日京都府福知山市の花火大会で、露天商店舗が発電機に使用していたガソリンが原因で多数の死傷者を出した火災を受けて、祭りなどで火気を使用する露店等を開設するときは、消防署への届出と消火器の設置が義務付けられました。(施行日 平成26年8月1日)



**平成 25 年度議会報告**

定例会を2回、臨時会を4回開催し、全案件の承認、議決をしました。なお、平成25年12月臨時議会の陳情第1号「し尿汲取料金の適正化に関する陳情」は継続審議しております。

また、各会議録を宮古地区広域行政組合ホームページのおしらせ欄に掲載しています。

**平成 25 年 5 月宮古地区広域行政組合議会臨時会  
平成 25 年 5 月 20 日開会**

- 報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について
- 議案第1号 財産の処分に関し議決を求めることについて
- 議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)

**平成 25 年 7 月宮古地区広域行政組合議会臨時会  
平成 25 年 7 月 30 日開会**

- 議案第1号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例
- 議案第2号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 宮古地区広域行政組合監査委員の選任に関し同意を求めることについて

**平成 25 年 10 月宮古地区広域行政組合議会定例会  
平成 25 年 10 月 21 日開会**

- 認定第1号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第3号)
- 議案第2号 宮古地区広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例
- 議案第4号 宮古地区広域行政組合職員の再任用に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第5号 財産の取得に関し議決を求めることについて

- 議案第6号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

**平成 25 年 12 月宮古地区広域行政組合議会臨時会  
平成 25 年 12 月 24 日開会**

- 議案第1号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第4号)
- 議案第2号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 宮古地区広域行政組合行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 損害賠償請求に係るあっせんの申立てに関し議決を求めることについて
- 陳情第1号 し尿汲取料金の適正化に関する陳情

**平成 26 年 1 月宮古地区広域行政組合議会臨時会  
平成 26 年 1 月 14 日開会**

- 議案第1号 宮古地区広域行政組合消防救急デジタル無線工事の請負契約の締結に関する議決の変更に関し議決を求めることについて

**平成 26 年 3 月宮古地区広域行政組合議会定例会  
平成 26 年 3 月 20 日開会**

- 議案第1号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第2号 平成26年度宮古地区広域行政組合一般会計予算
- 議案第3号 平成25年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算(第5号)
- 議案第4号 宮古地区広域行政組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償並びにその他特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮古地区広域行政組合消防長及び消防署長の資格を定める条例
- 発議案第1号 宮古地区広域行政組合管理者の専決処分事項の指定について